

保護者の皆様

一人一台端末（Chromebook）を活用した「子ども主体の学び」について（お願い）

2021年(令和3年)1月
福山市教育委員会

平素から、本市の学校教育に、多大な御支援、御協力をいただき、ありがとうございます。

本市におきましては、文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」に基づき、全児童生徒に対する一人一台端末整備を2023年度(令和5年度)までに、順次取り組むこととしていました。そうした中、新型コロナウイルス感染症対策における一斉臨時休業を受け、文部科学省が、「学びの保障」という観点から端末整備を今年度末までへと前倒したことに伴い、本市においても、今年度中の整備を進めています。

端末は、次のような活用を計画しています。

- 様々な情報や興味あることに触れるなど、新たな学びのきっかけにする。
- オンライン教材により、個人の学習速度や習得度等に応じた学習をする。
- 遠隔会議等のコミュニケーションツールを活用し、人とのつながりや多様な考えの大切さを学ぶ。
- 紙媒体で配付していた学校・学年通信等による連絡事項を端末を通じて行う。
- 災害等による学校休業等においても、オンライン教材による学習や、遠隔会議ツール等による教員や児童生徒、保護者間の連携により、学びの環境の維持継続を図る。

そのために、児童生徒が、文房具のような感覚で、自宅や校外といった使用場所を選ばず、自分のものとして使用できるようにします。

学校で、基本的な操作方法や使い方のルール等を学習したのちに、保護者の皆様の意向を伺い、同意書を提出していただき、家庭への持ち帰り・使用を開始する予定です。（「ロードマップ」参照）

ここでは、端末の導入にあたり、学校や家庭での活用方法等について説明します。

引き続き、端末の良さを活かしながら、一人一人の子どもたちの興味・関心、学び方を大切に「子ども主体の学び」づくりに取り組んでいきたいと思っております。

皆様の御理解と、御協力をよろしくお願いいたします。

1 学校での活用

(1) 使用方法等の学習

- ・ 基本的な操作方法の学習は、各学校で計画的に行い、日々の授業を通して活用に慣れていけるようにします。
- ・ 使い方のルールは、学年段階に応じて、児童生徒と一緒に考えたり確認したりして、その内容を保護者の皆様にお伝えしていきます。また、各教科の学習や道徳の時間、実際に情報を収集・発信する場

面等において、情報社会での行動に責任をもつこと、危険を回避し情報を正しく安全に利用できることなど、情報モラルに係る学習を行います。

- ・ 使用に係る健康面については、文部科学省のガイドブックを基に、教室や画面の明るさ、机やいすの高さなどの具体を例示し、日々の授業の中で配慮していきます。また、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解し、自分で注意したり判断したりできるようにしていきます。

(2) 授業での主な活用例

- ① 検索サイトを活用した調べ学習
 - ・ 子どもたち自身が様々な情報にアクセスし、主体的に情報を検索、収集・整理する。
- ② 一斉学習の場面での活用
 - ・ 誰もがイメージしやすい教材を提示する。
 - ・ リモート会議ツール等により、互いに意見を交流するなど、双方向的に授業を進める。
- ③ 文章作成ソフト、プレゼンソフトの利用
 - ・ 子どもたち一人一人が考えをまとめて発表したり、リアルタイムで考えを共有したりしながら学び合う。
- ④ 一人一人の学習状況に応じた個別学習
 - ・ デジタル教材を活用することで、一人一人の学習進捗状況を把握し、よりきめ細やかな対応を行う。

2 家庭での活用

(1) 活用のルール

スマートフォンやタブレットパソコンなどが、社会生活や日常生活に浸透する中、子どもたちが、健康に留意しながら様々な情報技術を活用したり、多様な情報やサービスなどから、何が重要かを考え、選択・決定したりできる「情報活用能力」の育成が必要です。

ご家庭での使用についても、学校から提示・配付される活用の約束と、別紙「話し合っていますか？家庭のルール（文部科学省）」を参考に、子どもと一緒にルールを考えてください。

【ルールを作るときのポイント】（別紙「話し合っていますか？家庭のルール」 p.05 から）

決めたルールを守れないということはないでしょうか。ルールは大人が一方向的に決めるものではなく、子どもと一緒に作る大切です。

〔Point 1〕 「ルールがトラブルから自分自身をも守ってくれる」ことをきちんと伝える。

〔point 2〕 お互いに納得できるよう、話し合って作る。

〔point 3〕 子どもが守れるルールを作る。

〔point 4〕 具体的なルールを作る。

〔point 5〕 守れなかったらどうするか決めておく。

〔point 6〕 トラブルがあったら保護者に相談するよう決めておく。

